

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する業務契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 下荒川農地海岸堤防機械設備保守点検業務委託
- (2) 業務概要 特記仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和9年3月10日まで
- (4) 履行場所 釜石市唐丹町字下荒川地内

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県の県税、法人税若しくは申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- (4) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1か月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下に同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 平成23年4月1日以降に、元請として河川又は海岸における水門、樋門又は陸閘に係る機械設備に関する保守点検業務、又はこれに類する業務、若しくは河川又は海岸における水門、樋門又は陸閘に係る機械設備工事を実施した実績を有すること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和8年6月9日（火）午後5時までに9(2)の場所へ提出しなければならない。

また、入札参加資格者は、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 一般競争入札参加申請書（様式第1号）

イ 2(7)で求める履行実績を挙証できる資料

ウ 納税証明書（原本・発行後3か月以内のもの）

なお、岩手県内に支店又は営業所等を有しない者については、岩手県の県税に係る納税証明書を除く。

- (2) 沿岸広域振興局長は、入札参加者が提出した書類の確認を行い、その結果を、令和8年6月11日（木）午後5時までにFAXにより通知するものとする。

4 入札及び開札の日時及び場所

日 時：令和8年6月16日（火）午前10時30分

場 所：大船渡市猪川町字前田6番地1号 大船渡地区合同庁舎 4階 第3会議室

- (1) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (4) その他詳細は、一般競争入札心得によること。

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は別添契約書（案）のとおりとする。

7 入札執行回数に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付することとし、その回数は初度の入札を含め3回を限度とする。

8 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和8年6月11日（木）午後5時までに、書面（様式任意。FAX 提出可）により、沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センターへ照会することができる。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、入札参加資格者に対し令和8年6月12日（金）までに FAX により送信する。

9 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
郵便番号 022-8502 岩手県大船渡市猪川町字前田6番地1号
沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター農村整備課
<電話 0192-22-9385（内線221）FAX 0192-27-8543>